

2025年9月29日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社
大多喜カントリークラブ
支配人 木津 英世

会則一部変更のお知らせ

謹啓 初秋の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当クラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、会則を一部変更させていただくこととなりましたので、本書をもってお知らせいたします。

会則一部変更の内容及び効力発生日については下記のとおりです。

ご理解賜り、今後共ご愛顧の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

謹白

記

1. 会則一部変更

1) 住所変更手続及び休会手続の必要書類の改定

会則第6条第4項のとおり、会員様において住所、氏名等に変更があった場合には遅滞なく弊社に届出し、所定のお手続きが必要となります。現在、個人会員ならびに法人会員の登録者のご自宅住所変更時における届出の際、また会則第12条のとおり、個人会員が遠隔地への転勤・転居を理由に遠隔地扱い申請をする際、現住所（転居先）を証する書面として、運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または住所変更には印鑑証明書をご提出いただいております。これらの書面に加え、2012年4月1日以降に交付された運転経歴証明書の写しを会則別紙7-①「住所・所在地変更手続要項」及び別紙9「遠隔地扱い手続要項」の新旧対照表のとおり、現住所（転居先）を証する書面としてご利用いただけるようにいたします。

2) 効力発生日

2026年1月1日

2. 会則一部変更の新旧対照表及び周知

上記1. の会則変更箇所につきましては、次の資料を同封しますとともに、クラブハウス内の掲示板に掲示及びホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

①住所変更手続の必要書類にかかる「会則別紙7-① 新旧対照表」

②遠隔地扱い手続の必要書類にかかる「会則別紙9 新旧対照表」

※会則本文は第30条の改定施行日以外、現在の会則から変更はございません。

以上

本件に関するお問い合わせ先

〒298-0202

千葉県夷隅郡大多喜町下大多喜2419

大多喜カントリークラブ会員課

電話 0470-82-3011